

児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするために

県内において、女子生徒が児童ポルノ製造の被害者になるという事案が発生しています。大阪では、深夜外出をきっかけに犯罪に巻き込まれ痛ましい事件が発生しました。児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、児童生徒や保護者に注意喚起を行いましょ。



「児童生徒が犯罪に巻き込まれないための取組の推進について」生指114号 H27.10.1

インターネットの適切な利用や危険性やについて指導していますか？

児童ポルノ事案の被害に遭わないために

- インターネット上には悪意を持った大人が存在することを理解させ、「相手を簡単に信用しない」「スマホ等で裸の画像等を送信しない」「見ず知らずの人とは会わない」などを徹底させる。
- インターネット接続が可能なゲーム機や音楽プレイヤーでも被害の可能性があることを認識させる。
- いったんインターネット上に画像が流出すると、回収は難しく、将来にわたって苦しむことになることを理解させる。
- 日ごろから「学校が絶対に守ってくれる」という意識を持たせ、被害に遭った場合は必ず学校に相談させる。

気になる児童生徒の行動を把握していますか？

深夜外出をきっかけに犯罪に巻き込まれないために

- 児童生徒や保護者へ、深夜外出の危険性（生活の乱れの原因となるだけでなく、非行グループや犯罪に巻き込まれたりする可能性があるなど）について伝える。
- 外出の際は、目的地、同行者、帰宅時間、連絡方法などを必ず保護者に伝えること、午後11時以降の深夜外出が制限されていることについての指導を徹底する。

岡山県青少年健全育成条例【深夜外出の制限】

- 第22条 保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないよう努めなければならない。
- 2 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。